

通所型サービス（現行相当）

通所型サービス（現行相当／みなし指定 サービスコード：A5）

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護予防通所介護と同様のサービス ○サービス提供の時間⇒現行の基準省令に準じる ○サービスの支援内容⇒現行の基準省令に準じる 				
対象者	○要支援認定者及び事業対象者				
サービス提供の考え方	○認知症で多様なサービスの利用が難しいケース (主治医意見書等にて認知症の診断がある方)				
事業の実施方法	○事業者指定(平成27年4月1日以降事業所開設者は申請が必要)				
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1人以上 ・介護職員 ～15人に専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2人以上 ・生活相談員 専従1人以上 ・看護職員 専従1人以上 ・機能訓練指導員 1人以上 <p>※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>				
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備、備品 				
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 <p>(現行基準と同様)</p>				
サービス提供者	○指定通所介護事業所の従事者				
ケアマネジメント	○原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施(ケアマネジメントA)				
個別サービス計画	○必要				
計画期間	○介護予防通所介護に準じる				
単価	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">要支援1</td> <td style="text-align: right;">1月につき1,647単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td style="text-align: right;">1月につき3,377単位</td> </tr> </table> <p>※加算減算についてはすべて適用</p>	要支援1	1月につき1,647単位	要支援2	1月につき3,377単位
要支援1	1月につき1,647単位				
要支援2	1月につき3,377単位				
利用料	○1割相当 ※一定以上所得者は、2割相当 昼食代は自己負担				
給付管理	<ul style="list-style-type: none"> ○対象 ・要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額 ・事業対象者⇒予防給付の要支援1の支給限度額 				
事業者への支払	○国保連経由での審査・支払				